

5. 自転車歩行者道における自転車通行空間の設計

本章は、自転車歩行者道（自転車通行部および自転車誘導部）の特殊部（バス停部、立体横断施設および地下鉄出入口部）における設計の考え方について示したものである。

5.1 バス停部

- 自転車通行部または自転車誘導部がバス停と接近もしくは重複する場合は、原則として自転車通行空間を一旦中断させ、歩行者との混在空間を設けるものとする。この場合、自転車は混在空間で歩行者と譲り合いながら通行することとなる。
- バス停留所を誘導する視覚障がい者誘導用ブロックがある場合は、10m程度以内には自転車通行空間を設置しないものとする。
- 必要に応じて、この先にバス停留所があることを路面シートにより注意喚起するものとする。
- 自転車通行部および自転車誘導部に屈曲部を設ける場合は、線形に注意するものとする（p48の線形に関する補足を参照）。

[自転車通行部または自転車誘導部にバス停留所を設置する例]

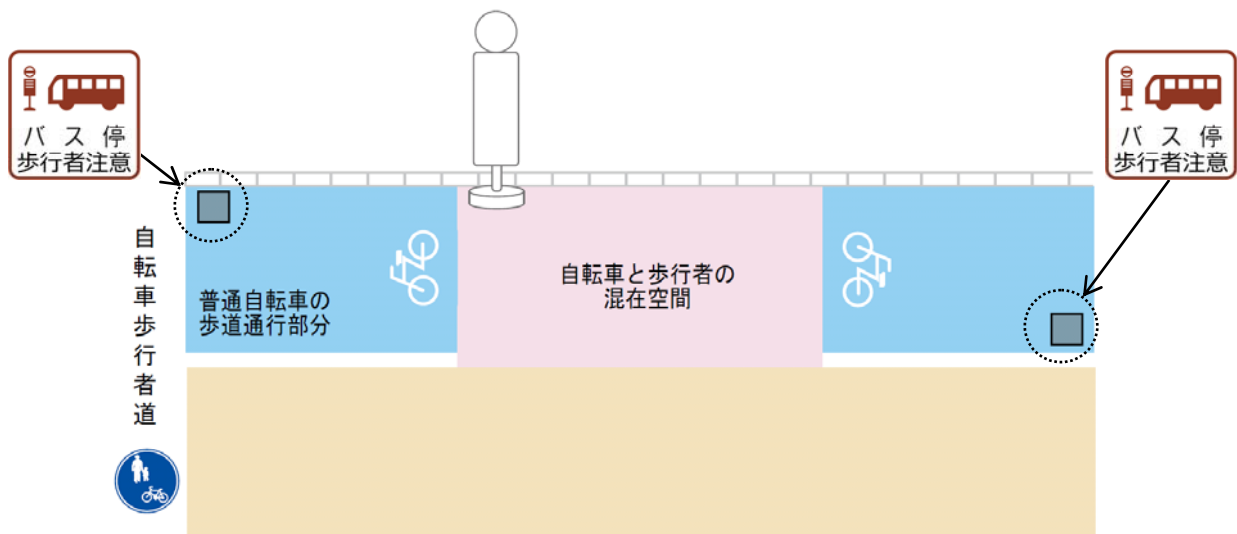


図-5.1.1 バス停留所前後で自転車通行空間を一旦中断させる場合の例

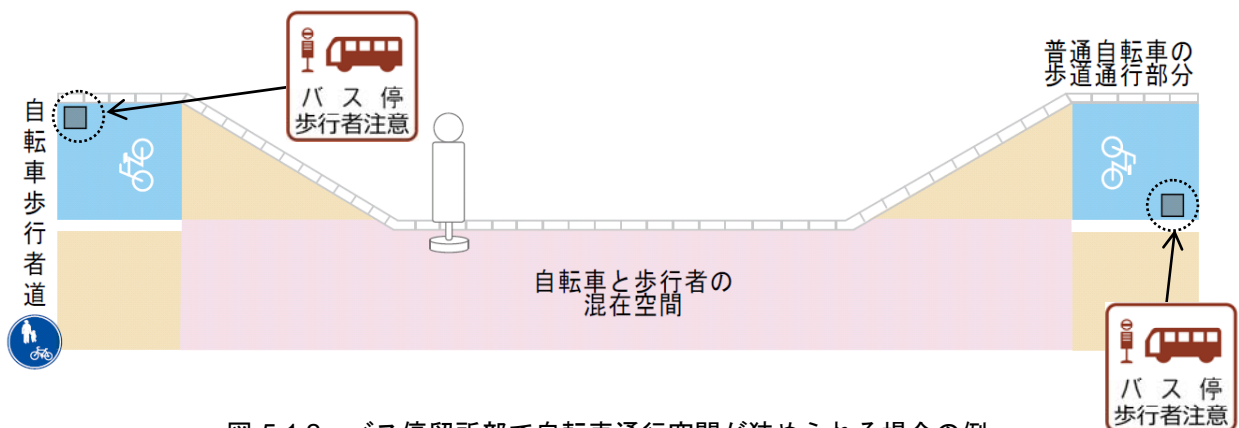


図-5.1.2 バス停留所部で自転車通行空間が狭められる場合の例

5.2 立体横断施設および地下鉄出入口部

- 立体横断施設および地下鉄出入口で、歩行者空間などの幅員が十分に確保できない場合は、概ね10m以内においては、原則として自転車通行部および自転車誘導部を設置しないものとする。ただし、歩行者空間等の幅員が確保できる場合は、この限りではない。
- 自転車通行部および自転車誘導部に屈曲部を設ける場合は、線形に注意するものとする（p48の線形に関する補足を参照）。

[解説]

- 自転車通行部を設置する場合、歩行者空間及び自転車通行空間は2.0m以上（道路附属物等が設置されている箇所は局所的に1.5mまで縮小可）、自転車誘導部を設置する場合は、歩行者空間は2.0m、自転車通行空間は1.5～2.0mを確保し、立体横断施設等出入口から歩道へ進入する歩行者を十分視認できるようにする。

[自転車通行部及び自転車誘導部の設置例]

<整備例>

